

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
総務企画部 総務班

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL:083-924-2777 FAX:083-924-2792

Email: ygshakyo@orange.ocn.ne.jp

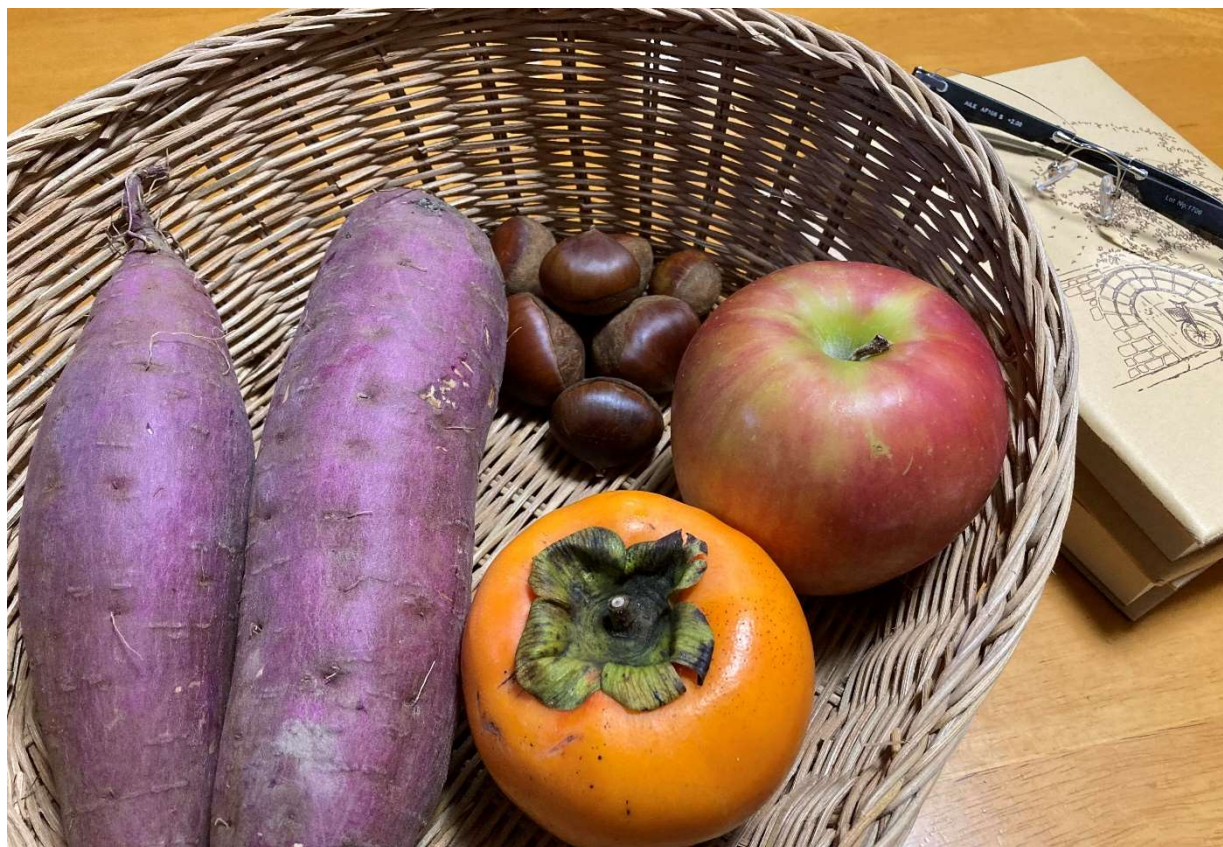
URL: http://www.yamaguchikensyakyo.jp

令和4年11月1日発行

やまぐちの ふくし



県社協ニュース“やまぐちのふくし”では、毎月1回発行し、制度や施策の動向など、随時情報提供していきます。



「やまぐちのふくし」の表紙写真を募集しています。詳しくは、総務班までお問合せください！



トピックス

- 令和4年度福祉研修センター 研修のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 矯正施設から退所された高齢者や障害者の社会復帰のご協力について・・・・・・・・ 3
- 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業追加募集のご案内・・・・・・・・ 4
- 令和4年度 保育士就職支援金貸付事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ねんりんピックかながわ2022山口県選手団 団旗授与式の開催について／令和4年度
ふれあいきいきミーティング開催のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 関係団体からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7



山口県社協からのお知らせ



令和4年度福祉研修センター 研修のご案内



🍀 11月に申込開始の研修の御案内 🍀

福祉研修センターのホームページ (<http://yg-fkc.com/>) に随時、開催要項を掲載しますので、御確認ください。

申込み方法が研修によって異なりますので、御確認の上お申込みください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止や延期となる可能性があります。中止及び延期は、ホームページにてお知らせします。

No.	研修名	研修開催日		申込 開始日	申込 締切日
1	児童虐待対策専門分野別 研修	【教育分野】	12/12(月)	11/7(月)	11/28(月)
2	新任民生委員・児童委員 研修	山口会場 【第1回】	12/23(金)	11/18(金)	12/9(金)
		山口会場 【第2回】	1/30(月)		1/16(月)
		下関会場	1/31(火)		
3	小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修	1/26(木)～27(金)		11/17(木)	12/8(木)
4	認知症対応型サービス事 業管理者研修	2/15(水)～16(木)		11/30(水)	12/21(水)

◆問合せ先

福祉研修部（福祉研修センター）

☎083-987-0123

🌐<http://yg-fkc.com/>





矯正施設から退所された高齢者や障害者の社会復帰にご協力ください

～山口県地域生活定着支援センターからのお願い～

地域生活定着支援センターとは

矯正施設を退所する高齢者・障害者の中には、退所後に地域で安定した生活を送るため住む場所を確保し、直ちに福祉サービスを受ける必要のある方がいらっしゃいます。

「地域生活定着支援センター」は矯正施設入所中から退所後まで一貫した支援を実施することで、そのような方たちの社会復帰や地域生活への定着を支援しています。

地域生活定着支援センターからのお願い

地域生活定着支援センターが、対象者の住居確保や福祉サービスの調整を進め、安定した生活の基盤を整えていくには、帰住先市町行政、福祉サービスの提供事業者をはじめ、病院や市町社会福祉協議会、不動産業者、ボランティアなど様々な立場の方と連携・協働することが不可欠です。対象者への支援につきまして、今後ともご協力くださいますと幸いです。

※矯正施設…刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院などのこと

◆問合せ先

生活支援部 生活支援班 山口県地域生活定着支援センター

TEL : 083-924-2818 Mail : teichaku@yg-you-inet.or.jp





介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業 追加募集のご案内

山口県福祉人材センターでは、介護職員の資質向上と他業種からの再就業・定着促進を図るため、介護サービスを提供する施設や事業所を運営する事業者に対して、所属する初任段階の介護職員に介護職員初任者研修・生活援助従事者研修を受講させるために負担する受講料を助成する「介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業」を実施しています。

現在、令和4年度の助成金交付対象事業所の追加募集を行っていますので、是非、ご活用ください。



募集締切：令和4年11月30日（水）※必着

申請者	介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者 (対象事業所の詳細はホームページでご確認ください)
助成対象	受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等 (注) 旅費、昼食費、被服費、追試験代 は対象になりません ※令和4年4月～令和5年2月末までの間に修了した各研修
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修 最大5万円 生活援助従事者研修 最大3万円 <small>※いずれも1人あたり。取扱手数料は含みません</small>
助成人数	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修 100名 生活援助従事者研修 30名 <small>※応募者多数となった場合、1事業者2名までを選定後、事業者の規模により決定します</small>
申込方法	申請書に必要書類を添付の上、下記宛に郵送でお申し込みください

実施要項、申請様式、助成対象事業の詳細はホームページをご覧ください。

◆問合せ・申込み先◆

山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目 1-1 KDDI 維新ホール 3F

TEL : 083-902-2355 <http://yamaguchi-fjc.jp/>







令和4年度 保育士就職支援金貸付事業のご案内

山口県福祉人材センターでは、保育人材の確保を図ることを目的として、保育士資格をお持ちで保育園等で就労されていない方（潜在保育士）の再就職や、現に保育士として就労されている方の就労の継続を支援する「保育士就職支援金貸付事業」を実施しています。

この貸付は、山口県内の保育所等において保育士として2年間従事（※）されれば全額返還免除となります。現在、令和4年度の貸付対象者を募集していますので、ぜひご活用下さい。

※2年間従事：常勤、非常勤、パートを問わず、保育士として週20時間以上の勤務を2年間継続された場合が対象となります。詳細についてはお問い合わせください。

募集期間：令和4年5月20日（金）～令和4年12月21日（水）

保育士就職支援金貸付事業では、次の3種類の貸付を行っています。



1 保育料の一部貸付

※未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときの子どもの保育料の一部を貸付けます

貸付対象者	保育士として週20時間以上勤務している方 ○新たに保育士として勤務を始めた方 ○産休・育休から復帰する方
貸付期間	勤務開始日から1年間以内
貸付額	月額27,000円以内（未就学児の保育料の半額）：無利子

2 就職準備金貸付

※潜在保育士が、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸付けます

貸付対象者	保育士として週20時間以上の勤務を始めた方 ○保育所等を離職した又は勤務経験のない方 ○新たに勤務される方 （※指定保育士養成施設在学中に採用が内定し、卒業後速やかに勤務する方を除く） ○山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う方
貸付額	400,000円以内（1人一回限り）：無利子

3 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

※未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務する時間に子どもの預かり支援に関する事業（ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用する料金の一部を貸付けます

貸付対象者	○未就学児を持ち、保育所等を利用している方 ○勤務の時間帯により、子どもの預かり支援事業を利用される方
貸付期間	2年間以内
貸付額	年額123,000円以内（利用料の半額）：無利子



◆問合せ先・申請先

山口県福祉人材センター・保育士就職支援金貸付担当
TEL 083-902-2355



●詳しくは「山口県福祉人材センター」のホームページをご覧ください。http://yamaguchi-fjc.jp/





ねんりんピックかながわ2022 山口県選手団 団旗授与式を開催しました！

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会に参加する、20種目総勢164人の山口県選手団を激励するため、10月13日（木）、山口県庁にて団旗授与式を開催し、参加競技種目の監督や代表者、役員など20人が参加しました。

式では、山口県健康福祉部 弘田 隆彦部長から山口県選手団 岡村 昌一郎団長へ団旗が授与されるとともに、激励の言葉が贈られました。

山口県選手団あいさつでは、選手団を代表して岡村団長が「今大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3年ぶりの開催となりました。健康管理に務めて万全の体調で臨み、全国の仲間と楽しく交流を深め、活力みなぎる山口県のPRをしてきます」と決意の言葉を述べられました。

最後に弘田部長、山口県社会福祉協議会 隅 喜彦会長、山口県老人クラブ連合会 平田 武会長が選手と激励のグータッチを交わし、選手一人ひとりが大会での健闘を誓いました。



◆問合せ先

地域福祉部 生涯現役推進班（山口県生涯現役推進センター）

TEL：083-928-2385 FAX：083-928-2387



令和4年度 ふれあいいいきいきミーティングを開催します！

日常生活やサロン活動にも役に立つ「ウイルスに負けない身体をつくり、健康を維持できるようなポイント」を紹介するとともに、サロン活動の世話人同士の交流を促進することを目的に開催します。

日時 令和4年12月8日（木）午後0時50分から午後3時30分まで
会場 山口県健康づくりセンター 多目的ホール・第1研修室
山口市吉敷下東3丁目1-1 TEL 083-934-2200

定員 80人（申込は先着順）

内容 ①レクリエーション講座

講師 Fitness Life Y代表 長野由美子氏

②講義「社会参加と介護予防効果」

講師 周南公立大学 経済学部 教授 江崎和希氏

◆問合せ先

地域福祉部 生涯現役推進班（山口県生涯現役推進センター）

TEL：083-928-2385 FAX：083-928-2387





関係団体からのお知らせ

「高齢者の交通事故防止県民運動」の実施について

運動の目的

高齢化が全国に比べて10年早いペースで進み、今後も一段と高齢者の割合が高まる状況の中、高齢者が関与する交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、高齢者を交通事故から守るため、期間中、交通安全思想と交通道德の普及を図るとともに、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を週間付けることにより、高齢者の交通事故防止を図ります。



実施期間

前期：令和4年11月9日（水）～11月15日（火）
後期：令和5年 3月9日（木）～ 3月15日（水）

統一行動日

《高齢者の交通安全日：「高齢者の交通事故防止」を呼びかける日》

- 前期：令和4年11月15日（火）
- 後期：令和5年 3月15日（水）

運動の重点

- 高齢歩行者の交通事故防止
- 高齢運転者の交通事故防止
- 高齢者の自転車安全利用の推進
- 反射材、ハイビームの活用促進



月別交通事故死者数（過去5年間）を確認すると、1月～6月までの上半期は3月、7月～12月までの下半期は11月が12月に次いで交通事故が多くなっています。

3月と11月の死者の約7割が高齢者です。また、歩行中死者数も多くなっています

- 例年、この時期は夕暮れの時刻が早まっており、特に夕暮れ・夜間に交通事故が多発しています。
- 横断歩行者は手を上げて「渡ります」の合図を行うなど、横断意思を示す行動を実践しましょう。
- 歩行者の方は、夜間外出する際は明るい色の服装と反射材を着用するとともに、道路横断の前は左右の安全確認をしっかりと行いましょう。

◆問合せ先
交通安全山口県対策協議会事務局
TEL：083-933-2619



令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、
新たなオプションが追加されました

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- NEW**
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

2 個人情報漏えい対応補償

3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- 2 役職員の傷害事故補償
- 3 役職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)